

南知多町立師崎中学校 いじめ防止基本方針（ダイジェスト版）

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童生徒に関わる問題です。

本校は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動の中で自らの力を伸ばすために、いじめの防止等（「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」）に取り組むとともに、いじめを生み出さない環境づくりを進めます。

本校は、教育委員会、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、子どもたち一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、お互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができるように努めます。

2 学校におけるいじめ防止等のための組織について

本校ではいじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置に向けた対応のために、次のような組織を設けます。生徒の学校生活からいじめの小さな兆候や懸念、本人や保護者からの訴えを見逃さず、また、特定の教員が抱え込むことのないよう、いじめに対して組織として対応します。

- | | |
|--------------|----------|
| ・いじめ不登校対策部会 | 週1回程度実施 |
| ・いじめ不登校対策委員会 | 月1回程度実施 |
| ・緊急対策会議 | いじめ事案発生時 |

3 いじめの未然防止のための具体的な方策

- ・一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる温かい雰囲気づくり
- ・体験的な活動の推進
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・家庭や地域への働きかけ

4 いじめの早期発見について

- 生徒向けの「いじめアンケート」を学期に1回行う。
- 定期的に教育相談週間を設け、アンケート結果をもとに生徒から直接話を聞く機会を確保する。
- アンケートは5年間保管する
- いじめアンケートや教育相談の結果の集約や分析、対策の検討を行い、有効ないじめ防止対策に努める。
- 生徒とのふれあいをもとにして、教職員で日頃から情報交換を密にして共通理解のもとで指導にあたる。
- 関係機関と連携をとり、情報の共有を図る。
- 家庭との連携を図り、保護者がいじめの兆候に気付いた時に躊躇なく学校に相談できるように日頃から、家庭との信頼関係の構築に努める。
- すべての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、研修を充実させて指導力の向上を図る。

5 いじめに対する措置について

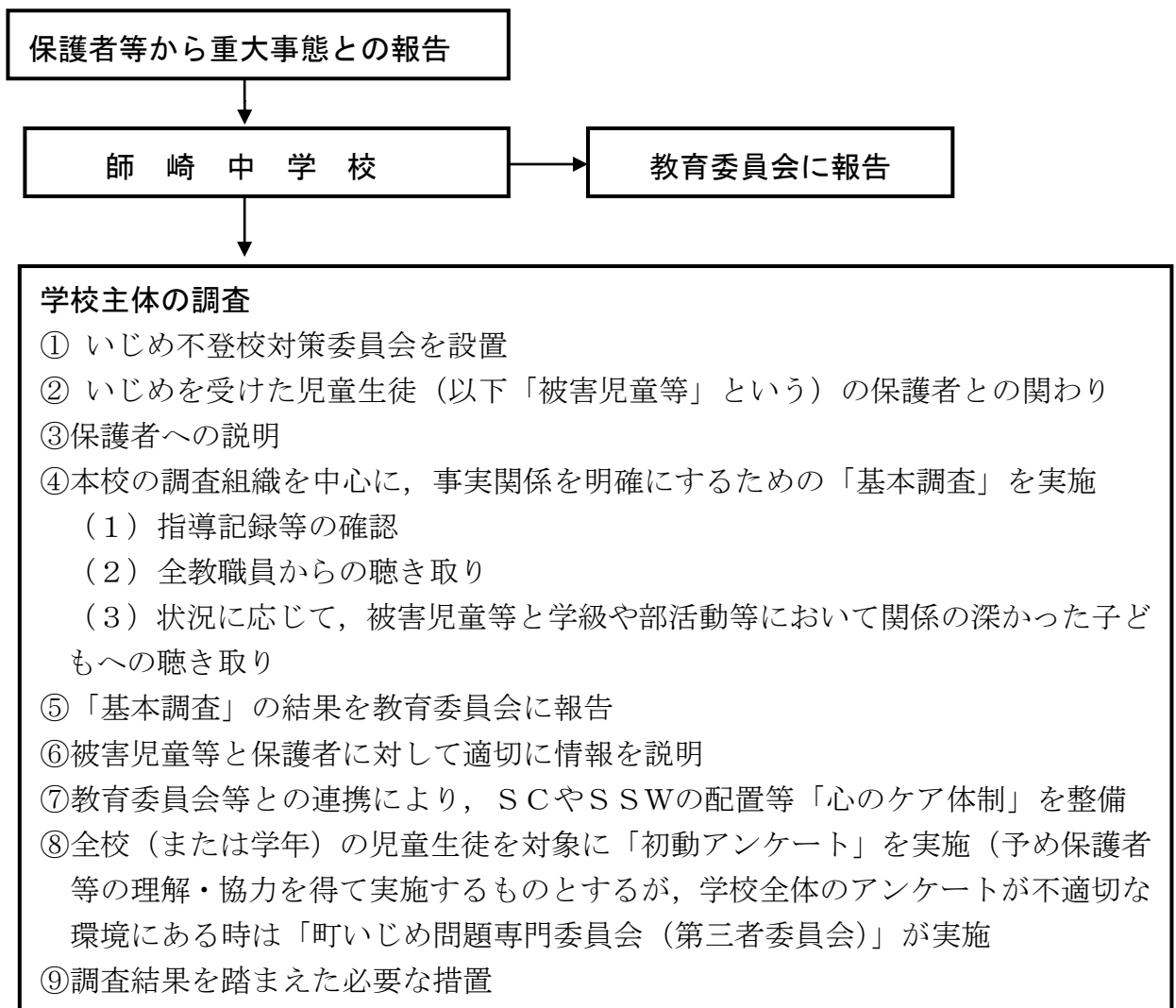
- いじめ事案が発生した場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- 関係者による緊急対策会議を開催し、今後の事案に関する指導体制と方針を決定し組織的に対応する。
- 教育委員会との連携を密にして、必要に応じて指導助言を受ける。
- 該当の児童生徒の学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして問題の解決にあたる。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- いじめられている児童生徒の身の安全を最優先に考える。
- 家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に役立てる。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- 学校や家庭に話すことができないような状況であれば、「リフレッシュスクール」等の相談機関の利用も検討する。
- 問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導と支援を行う。

6 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより生徒等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき。（「いじめ防止対策推進法」第28条第1項）

(2) 重大事態発生時の対応（フロー図）



7 学校の取組に対する検証と見直し

- 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努める。
- いじめ防止等に関する項目を盛り込んだ保護者への学校評価アンケート、教職員による取組評価を実施して学校評価において達成状況を振り返り、評価結果を踏まえて、いじめ防止等のための取組の改善を図る。